

判例の役割と判例への関わり方

令和5年10月26日

国家公務員倫理審査会会長 秋吉 淳一郎

1 国家公務員倫理審査会について

※ 司法の世界と行政の世界

2 法科大学院の学生について

※ 司法修習生と並行して教えた経験から

3 実務における判例の役割

- (1) 私が担当した「おから裁判」の判例を切り口に
- (2) 判例の役割
- (3) 前提となる事実関係の正確な把握が大切
- (4) 事実認定について
- (5) 判例の種？

4 刑事裁判の転換点としての裁判員制度

- (1) 我が国の刑事裁判は絶望的？（昭和60年の平野論文）
- (2) 裁判員制度の導入でどう変わったか
- (3) それを裏付ける判例（心証比較・優位説から論理則・経験則違反説へ）

5 皆さんに期待すること

○ 最決平成11年3月10日刑集53巻3号339頁

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令2条4号にいう「不要物」とは、自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決めるのが相当である。

2 豆腐製造業者から処理料金を徴して、収集、運搬、処分した本件おからは、同法施行令2条4号にいう「不要物」に当たり、同法2条4項にいう「産業廃棄物」に該当する。

○ 最判平成24年9月7日刑集66巻9号907頁

前科証拠は、自然的関連性があることに加え、証明しようとする事実について、実証的根拠の乏しい人格評価によって誤った事実認定に至るおそれがないと認められるときに証拠能力が肯定され、前科証拠を被告人と犯人の同一性の証明に用いる場合は、前科に係る犯罪事実が顕著な特徴を有し、かつ、それが起訴に係る犯罪事実と相当程度類似することから、それ自体で両者の犯人が同一であることを合理的に推認させるようなものであるときに証拠能力が肯定される。

○ 最決平成13年10月25日刑集55巻6号519頁

A子が生活費欲しさから強盗を計画し、12歳10か月の長男Bに指示命令して強盗を実行させた場合においても、当時Bには是非弁別の能力があり、A子の指示命令はBの意思を抑圧するに足る程度のものでなく、Bは自らの意思によりその実行を決意した上、臨機応変に対処して強盗を完遂し、Bが奪ってきた金品はすべてA子が領得したなど判示の事実関係の下では、A子につき強盗の間接正犯又は教唆犯ではなく共同正犯が成立する。

○ 最判平成24年2月13日刑集66巻4号482頁

控訴審が第1審判決に事実誤認があるというためには、第1審判決の事実確認が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示す必要がある。